

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 市道高島台第91号線（市道高島台第91号線）
 事業区間 西口駅前広場～かながわ県民センター前
 道路延長 130m
 事業予定年度 平成19～20年度

【整備方針】

かながわ県民センター方面へ至る経路で、歩道は広いが西鶴屋橋の前後で縦断勾配が急である。そこで、「段差・すりつけ勾配」や「縦断勾配」の改修及び「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の新設	m	-			
歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修					
全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	2	
	横断勾配の改修	箇所	-		
	縦断勾配の改修	箇所	1	1	車道嵩上げ
	舗装材の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	-		
	改修	m	63	図示	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-		
	改修	箇所	7	2～8	
その他					
車止めの改修	箇所	-			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

かながわ県民センターの協力が必要
 （敷地内の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修）

